時間外労働及び休日労働に関する協定書

（以下「甲」という 。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、労働基準法第３６条第１項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（１週４０時間、１日８時間）を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ１日８時間、１週４０時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という 。）並びに労働基準法に定める休日（毎週１日又は４週４日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第１条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第２条 甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 時間外労働を  させる必要のある  具体的事由 | 業務の種類 | 従事する  労働者数  （満１８歳  以上の者） | 延長することができる時間 | | |
| １日 | １箇月 | １年 |
| ①  下記②に  該当しない  労働者 |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ②  １年単位の  変形労働時間制に  より労働する  労働者 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２ 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という 。）に定める１箇月及び1年についての拘束時間並びに１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第３条 甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 休日労働をさせる  必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する労働者数  （満１８歳以上の者） | 労働させることができる法定休日の  日数並びに始業及び終業の時刻 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２ 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により体日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める１箇月及び１年についての拘束時間並びに１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第４条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第２条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の  種類 | 従事する  労働者数  （満１８歳  以上の者） | １日 | １箇月 | | １年 |
| 延長する ことができる 時間数 | 限度時間を  超えて  労働させる  ことができる  回数 | 延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数 | 延長する ことができる 時間数 |
| ①  下記②に  該当しない  労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ②  自動車の運転の  業務に従事する  労働者 |  |  |  |  |  |  |  |

２ 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は　　％とする。

なお、時間外労働が１箇月６０時間を超えた場合の割増率は５０％とする。

３ 第１項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 限度時間を超えて労働させる場合  における手続 |  |
| 限度時間を超えて労働させる労働  者に対する健康及び福祉を確保す  るための措置 |  |

４ 自動車運転者（トラック）については、第１項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める１箇月及び１年についての拘束時間並びに１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第１項の時間外労働時間の限度とする。

第５条 第２条から第４条までの規定に基づいて時間外労働又は体日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は１箇月について1００時間未満となるよう努めるものとする。

２ 自動車運転者（トラック）以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について１００時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して８０時間を超過しないこととする。

第６条 第２条から第４条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第７条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、２日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第８条 第２条及び第４条の表における１年の起算日はいずれも　年　月　日とする。

２ 本協定の有効期間は、 　年　月　日から　年　月　日とする。

年　月　日